

## 仁木町企業立地促進条例

仁木町企業立地促進条例（平成21年仁木町条例第15号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、仁木町における企業等の立地を促進するため、町内に事業所の取得等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第23条に規定する「取得等」をいう。）を行う者に対して、奨励措置を講ずることにより仁木町の経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 営利を目的とした事業所を設ける法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 生産やサービス提供などの事業が行われる場所で、次に掲げる施設をいう。
  - ア 製造業の施設 製造業として物の製造又は加工を行う施設又は設備をいう。
  - イ 情報サービス業等の施設 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第5条の13第6項又は第20条の16第6項に規定する情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業などの事業の用に供する施設又は設備をいう。
  - ウ 農林水産物等販売業の施設 過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備をいう。
  - エ 旅館業の施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するもののうち、ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業を行う施設又は設備をいう。
  - オ その他の施設 アからエまでに含まれない業種の事業の用に供する施設若しくは設備又は試験研究施設（高度な技術を製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設又は設備）をいう。
- (3) 新設 町内に新たな事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 町内に既に有している事業所を拡張することをいう。
- (5) 移設 町内に有していた事業所を廃止し、町内の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。
- (6) 改修 事業所の建物又はその附属設備の改築、修繕又は模様替をいう。
- (7) 固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定に基づく固定資産のうち、直接

事業の用に供する土地、建物及び償却資産をいう。

(8) 課税の免除 固定資産税を免除することをいう。

(9) 雇用者 1年を超えて常時雇用されるものをいう。

(10) 投資額 事業所の新設、増設、移設又は改修のため直接使用する土地、建物又はその附属設備で所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産の取得価格をいう。ただし、第三者による補助金及びこれに類する助成等があった場合は、これを控除するものとする。

(課税の免除)

**第3条** 町長は、次の各号に掲げる投資、雇用等の条件を満たす者で、過疎法第24条の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する土地、建物又はその附属設備の新設、増設、移設又は改修を行った場合は、当該部分の課税の免除又は不均一課税を行うことができる。ただし、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該建物の建設の着手があった場合に限る。

(1) 前条第2号アからエのいずれかに該当する本町に立地の事業所であって、その新設、増設、移設又は改修のための投資額が500万円以上であること。（ただし、製造業及び旅館業については、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。また、この項本文に規定する業種で資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）

(2) 前条第2号アからエのいずれかに該当する本町に立地の事業所であって、新たに増加する雇用者の数が、新設の場合にあつては3人以上、増設の場合にあつては1人以上であること。また、移設又は改修の場合にあつては既存の雇用者数を維持又は増加すること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を営む者ではないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団関係の事業者又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

2 前項本文の規定による措置は、最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年度以降3年の

間に課すべきものに限る。

- 3 第1項の規定により課税の免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(助成の対象)

**第4条** 町長は、前条に規定する課税の免除が適用外となる土地、建物又はその附属設備の新設、増設、移設又は改修を行う場合で、仁木町における経済の発展に寄与するとともに、環境保全のための適切な措置が講じられ、かつ、次の各号に掲げる投資、雇用等の条件を満たす法人に対し、助成を行うことができる。

- (1) 第2条第2号アからオのいずれかに該当する本町に立地の事業所であって、その新設又は移設のための投資額が500万円以上であること。
- (2) 第2条第2号アからオのいずれかに該当する本町に立地の事業所であって、その増設又は改修のための投資額が250万円以上であること。
- (3) 第2条第2号アからオに該当する本町に立地の事業所であって、新たに増加する雇用者の数が、新設の場合にあつては3人以上、増設の場合にあつては1人以上であること。また、移設又は改修の場合にあつては、既存の雇用者数を維持又は増加すること。
- (4) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を営む者ではないこと。
- (5) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団関係の事業者又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

- 2 前項の規定により助成の措置を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(助成金の交付)

**第5条** 町長は、前条第1項の規定により指定を受けた者に対し、助成措置を行うことができる。ただし、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該建物の建設の着手があった場合に限る。

- 2 町長は、前項に該当する者に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に応じ、企業立地助成金を交付することができる。ただし、当該年度の町税その他の公課を納期限までに完納しないときは、助成金は交付しない。

- (1) 新設に係る土地、建物又はその附属設備を当該事業に供した場合、その事業者課する当該固定資産税額を限度として3年間交付することができる。

(2) 増設、移設又は改修に係る土地、建物又はその附属設備を当該事業に供した場合、その増加した部分の固定資産税額を限度として3年間交付することができる。

(町の協力事項)

**第6条** 町長は、第1条の目的に適合すると認められる者に対して、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 事業所の用地に関する資料の提供、あっせん等
- (2) 用水の確保、労働力の充足その他事業所の経営に必要な事項に関する援助、協力等
- (3) 事業所の開設に係る事務手続の円滑かつ迅速な処理
- (4) その他必要と認める事項

(特別支援等)

**第7条** 町長は、第3条及び第5条の奨励措置として、本町の経済産業の振興上、特に必要と認めるときは、議会の議決を経て、事業所の立地に必要な用地の無償若しくは減額による提供及び道路、橋りょう、用水その他の施設の新設又は改良整備を図る等の特別支援を行うことができる。

2 前項の規定により特別支援を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(措置の承継)

**第8条** 第3条、第5条又は前条の適用を受けている期間中に、合併、相続、譲渡、その他特別の理由がある場合は、その奨励措置を承継することができる。

2 前項の承継者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(措置の取消し等)

**第9条** 町長は、第3条、第5条又は第7条の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した助成金及び提供した用地の全部若しくは一部の返還並びに免除した固定資産税の全部若しくは一部の納付を命ずることができる。

- (1) 第3条、第4条、第5条又は第7条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付及び用地の提供並びに固定資産税の免除を受けたとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(手続に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の仁木町企業立地促進条例（平成21年仁木町条例第15号。以下「旧条例」という。）によりなされた手続、処分、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(効力に係る経過措置)

- 3 旧条例により課税の免除若しくは助成金の交付を受けている者又はこの条例の適用の日の前日までに、旧条例の適用を受け令和4年度以降に新たに課税の免除若しくは助成金の交付を受ける者については、なお従前の例による。